

研究報告

中国民事訴訟における信義則の適用可能性(上) －新民事訴訟法 13 条 1 項を評する－

王 福 華*
張瑞輝 (訳)*、渡部美由紀 (監訳)*

【要旨】 欧米諸国の状況とは異なり、中国新民事訴訟法に規定された信義則は弁論主義を土台としておらず、たんに馴合い訴訟を抑制するという現実的なニーズに応じるための産物である。この原則を狭く解釈する理解は、真実発見及び訴訟促進に対する効果の発揮を阻害し、民事訴訟に対する全体的な貢献価値を損なう。信義則の適用については、信義則と具体的規定並びに他の原則との関係を整備し、補足的また個別的な調整手段を経たうえで、その切り口を探り出す必要がある。信義則の直接適用は訴訟行為の有効性を判断するときに用いられ、間接適用は訴訟主体に対する心理的な制約の強化につながる。その結果、最終的に信義のある訴訟社会の確立に貢献できる。

【キーワード】 訴訟上の信義、訴訟権利の濫用、馴合い訴訟、真実義務

中国の民事訴訟実務では、馴合い訴訟や訴訟詐欺が多発しており、一般市民から信義のある訴訟社会の確立への要望が非常に強くなっている。信義則はそのような要望に応えるために表舞台に押し上げられた。2012年に改正された民事訴訟法（以下、新法と称する）13条1項は「民事訴訟においては信義則を遵守しなければならない」と規定しており、それによって元々実体法においてしか機能しない「帝王規定」であった信義則は、正式に訴訟原則として民事司法の領域まで拡大されることになった。これ以外にも、新法では、訴訟上の信義の内容を表現する多く

* 上海財經大学法学院教授。

* 華東政法大学外国法與比較法研究院研究員。

* 名古屋大学大学院法学研究科教授。

の具体的規定が設けられた。主に 56 条 3 項の第三者による取消の訴え^{*1)}、65 条の証拠の失権制度、及び 112 条と 113 条の馴合い訴訟や執行免脱行為に対する強制措置である。したがって、中国では、今回の民事訴訟法改正によって、訴訟上の信義を中核とする訴訟行為の規制体系が構築されたといえよう。

立法によって信義則が条文化されたため、この原則を民事訴訟法に取り入れるべきか否かに関する論争もいったん沈静化しよう。今後、どのような場面において信義則を機能させ、如何に信義則により訴訟行為の効力の有無を判断・評価するかが課題となる。しかし、中国の信義則は馴合い訴訟や訴訟遅延などの断片的な訴訟現象を直接的に指向しているため、その適用において、他の訴訟原則ないし具体的手続規定と競合状態にある。適用のあり方を確定することはきわめて難しい作業であろう。

一 訴訟観と機能論に基づく考察

すべての法原則と同様に、条文化された信義則にはその適用可能性が認められている。しかし、その適用はかなりの特殊性を持つ。これらの特殊性は信義則自体によるものもあれば、信義則の背後にある訴訟観の影響によるものもある。史的観点から見れば、信義則は条文化から裁判実務における適用まですべてがその背後にある訴訟観に影響されている。すなわち、信義則は特定の訴訟観の反映でもあり、異なる訴訟モデルへの転換の入口でもある。したがって、信義則が条文化された背景を適切に理解することができなければ、民事司法体系におけるその位置づけを把握することも難しくなり、適用上の過誤——条文として放置され

*1) 〔訳者注〕新民事訴訟法 56 条 3 項「前 2 項の第三者は、本人の責によらない事由により訴訟に参加しなかったが、法的効果が生じた判決、命令及び決定、調停証書の一部又は全部の内容に誤りがあることがあってその民事上の権利利益が侵害されることを証明する証拠がある場合、その民事上の権利利益侵害を受けたことを知り又は知ることができた日から 6 か月以内に、その判決、命令及び決定、調停証書を出した裁判所に訴訟を提起することができる。裁判所の審理を経て、訴訟上の請求が成り立つ場合、原判決、原命令及び決定、原調停証書は、変更又は取り消されなければならない。訴訟上の請求が成り立たない場合、訴えは却下される。」

たまま適用されないこと、または恣意的に適用されて手続安定と当事者の訴訟上の権利を危うくする臆断の主観的な道具に陥ることになることも容易に想定しうる。

（一）信義則の背後にある訴訟観

欧米諸国の民事訴訟法の歴史を回顧すれば、ローマの訴訟法においてすでに相当程度に整えられた信義の概念が存在していた。法律上の信義は手続法領域の信義も、実体法領域の信義も含む。訴訟における信義は、事件を審理する際の裁判規範として機能する以外に、金銭的制裁、宣誓に対する敬畏及び「破廉恥」な者と評される恐れなどを通じて、馴合い訴訟やいい加減な訴訟提起を抑制するものとして機能していた¹⁾。しかし、現代のブルジョア革命後、民主、自由、平等、人権が民事訴訟法の中心的思想となり、裁判所は訴訟活動において中立的かつ消極的な立場に立ち、「自由主義的訴訟観」が民事訴訟制度を統一する理念となった。当事者主義的訴訟モデルの下では、紛争解決は競技場と類似し、当事者は事前に設定された規則に従い全力で格闘する。訴訟手続は、形式上の平等を反映する一方で、過度の対立による反面的な効果も徐々に浮かびあがらせ、当事者が、訴訟に勝つために、手段を選ばず、馴合い訴訟、虚偽訴訟やいい加減な訴訟提起をすることが顕著な問題になる。それが軽度の場合には、相手方当事者に対する嫌がらせ、困惑ないし訴訟上の妨害となり、それが重度の場合には、暴力などの手段により相手方を弾圧することが多発する。膨大な司法資源を浪費し、司法制度に多大な負担を掛けることで、紛争解決を残酷な決闘の場に変えてしまうと、敗訴側は度を超えた重傷を負ってしまう。そこで、極端な訴訟自由主義がもたらした弊害を如何に克服するかが現代民事訴訟制度の直面する重要な課題となる。

1) いい加減な訴訟提起に対する金銭的制裁については、徐国棟『優士丁尼法学階梯評注』（北京大学出版社、2011年）566～569頁参照。また、ローマ法における「破廉恥」は、公法上の刑罰に属する。その法律効果は、選挙権、兵役権、姦通を犯した妻に対する処罰権、上層階級と結婚する権利、訴訟権などを失わせるものであり、非常に厳しい制裁の一つである。

世界的な経験から、信義則が条文化されたことは訴訟観が醸造し発酵した結果であることが分かる。社会主義思潮と福祉国家理念の誕生に伴い、個人の自由理念は社会本位理念によって置き換えられ、公共の福祉が至上原則になり、国家が民事訴訟の過程に関与することが可能かつ必要となる。民事訴訟の社会性が当事者主義的訴訟モデルに挑戦したことを背景に、民事訴訟における過度の対抗的な自由主義は色褪せる一方、訴訟における当事者の地位平等、権利義務の平等、機会の平等とリスクの平等を保障し、訴訟における国家の公的利益を維持することが、民事訴訟の核心的かつ主流の価値観になり、訴訟原則と訴訟構造は再度の更新に直面している——訴訟上の信義はこれまでにない注目を集め、重要視されている。正にこのような背景の下で、1895年のオーストリア民事訴訟法は信義則（真実義務）を立法する先駆となった。

対照的に、中国民事訴訟法に登場した信義則は未だ日が浅く、訴訟観のレベルにおいても、制度環境のレベルにおいても、欧米諸国の状況とは異なる。訴訟観のレベルでは、過去30年の経済と社会の転換期において、民事上の権利を保護する立法の増加、及び権利主体の権利意識に対する蘇生に伴い、自由主義的訴訟観が静かに生まれ成長した。自由主義的訴訟観の核心をなす当事者主義的訴訟モデルは未だ確立されていないものの、訴訟制度と連生する訴訟上の権利の濫用現象は頻発する傾向を示している。また、遵法思想と制約規制が欠如しているため、訴訟功利主義が極端に進行している。訴訟手続を悪用して違法な手段によって私利を図る者は少数ではあるものの、司法権に対する大きな破壊力となる。より広範に、さまざまな階層や集団の間に不信感が広がっており、裁判官、当事者及び他の訴訟参加人の間における不信感もより深刻化している。訴訟三面関係において、全員が相手方に対して信義をもって行動することを期待する——裁判所は当事者に信義を求め、当事者は相手方当事者と裁判所が信義をもって行動することを期待する²⁾。しかし、

2) 裁判所の訴訟行為を規律するために、新民事訴訟法66条は、「裁判所は当事者の提出した証拠資料を受領したとき、受領証明書を交付しなければならない。受領証明書には、証拠の名称、頁数、部数、原本か謄本か、受領日時などを記載した上、担当職員が署名または捺印をしなければならない」旨を規定する。この条文は当事者の提出した証拠資料を受領した裁判所の責務を規定するもの

近年来、安定維持と調和社会を唱える指導部の思想の影響を受け、裁判所の訴訟指揮権はますます弱まり、また経済的効率と利益ばかりを追求する結果、社会的信用に対する認知度と重視度は低くなっている。それ故、馴合い訴訟、虚偽訴訟、いい加減な訴訟提起が、一部の類型的な紛争解決において集中的に多発している。典型的な事例としては、金銭消費貸借契約をめぐる紛争、売買契約をめぐる紛争、所有権の権原に関する紛争、婚姻相続をめぐる紛争、有名（原語では [馳名]）商標の認定に関する紛争などが挙げられる。同時に、訴訟において、訴訟行為が濫用される場面も少なくない。例えば、弁論主義を反映する自白制度は、常に、当事者が、他人と通謀して、国家、社会及び第三者の利益を侵害する合法的な手段として悪用され、共謀者の訴訟上の詐欺を隠す根拠となってしまう。当事者自治の理念を掲げる裁判所による調停は、場合によっては、「平和の交渉」と偽って訴訟詐欺を遂行する道具に陥る。また、手続効率を実現するためにつくられた督促手続は、対立構造を採らない、審理期間が短い、手続費用が低いなどの特性から、一部の当事者に悪用され、法律の規制を回避し、財産を不法的に移転するために利用されてしまう³⁾。これらの色々な訴訟上の権利濫用行為は程度によって3つのレベルに分けられる。重度のレベルは、馴合い訴訟や虚偽訴訟を代表例とするものであり、通常、両当事者が通謀して不実の民事法律関係または法律事実を虚構し、訴訟手続を利用して第三者の利益を侵害する。中度のレベルは、嫌がらせ訴訟、軽率な訴訟、無駄な訴訟、重複訴訟を代表例とする。軽度のレベルは、訴訟の各主体間の緊張関係、裁判所と当事者間で互いに不信感を持ち防御し合う状態、両当事者間及び当事者と訴訟代理人間にある厳しい冷淡さを代表例とする。よって、民事訴訟法において訴訟上の信義を核心とする制度体系を新設することは、一つの試みもしくは選択となり、最終的に中国の訴訟環境を全体的に浄化することができよう。

であるが、当事者と裁判官間の不信という現状も反映していると思われる。訴訟は一つの信頼に値する手続過程であるはずだが、市場取引のように、手続の履行が押し迫られることは残念としかいえない。

3) 唐墨華「从消沈到激活的蝶变——走出督促程序中国式困境」万鄂湘（編）『探索社会主义司法规律与完善民商法律制度研究·上』（人民法院出版社、2011年）595頁。

訴訟上の信義則の発展環境と進化の過程を比較すると、中国と欧米諸国における信義則の立法アプローチは完全に異なっている。欧米諸国の民事訴訟における信義則は、当事者主義的訴訟モデルが十分に発展した土台の上であり、その目的は当事者の恣意または悪意の行為を制約することにある。信義則は、指導性・評価性・手続性の裁判機能を有する準則であり、民事訴訟全体に規制的な意義を有するため、一つの「局部ではなく全体の成り行きを見極め、一時ではなく物事の大勢を見抜いた」原則と評価することができ、民事訴訟の全過程に対する調整的な機能を持っている。また、欧米諸国の経験から見れば、民事訴訟が伝統的な当事者主義もしくは当事者対抗主義から現代の協働主義もしくは協働関係に転換するプロセスにおいて、信義則は調整弁として機能し、手続的公正と訴訟経済を実現させるために、当事者、訴訟代理人及び裁判所の訴訟行為を規制し、訴訟の各主体に対して職業倫理を導入し、訴訟内外の信義観念を互いに促進させることにも機能することが分かる。他方、中国における信義則の立法は職権主義から当事者主義へ発展する初期段階において行われたものである。この過程では、当事者主義の核となる弁論主義と処分権主義は、立法と実務の両面で未だ確立されておらず、職権主義の影響は大いに残されており、自由主義的訴訟観は未だ十分に発達していない。具体的な訴訟観がない状態で、早くも信義則を立法したことは実用主義によるものというほかないと思われる。なお、1982年に、最初の民事訴訟法（試行）が公布されて以来、中国では、相当集中的に紛争解決制度の体系が完成され、それに対応して訴訟手続の濫用現象も集中して起こるようになった。あたかも中国の工業化が迅速にすすむのと同時に環境汚染が突発したように、馴合い訴訟と悪意訴訟は短期間で一種の訴訟上の難題となった。その根治対策として信義則の立法が喫緊の課題となったわけである⁴⁾。

4) 2012年4月24日に、全国人民代表大会法律委員会が全国人大常務委員会に提出した『中華人民共和國民事訴訟法修正案（草案）』では、第1条に信義則を規定する旨が表明されている。その立法理由は「最高裁判所、地方の人民代表大会または専門家が、審判行為において、馴合い訴訟、訴訟遅延などの訴権を濫用する現象がしばしば発生することから、当事者が訴訟活動においても信義をまもるべきであり、信義則の条文を増加するよう主張した」ことにある。王勝明（編）『中華人民共和國民事訴訟法積義』（法律出版社、2012年）730頁。

信義則の立法は、訴訟の各主体に対して信義をもって訴訟行為を行うよう宣言する意味しか持たないのではなく、具体的な訴訟行為に対する概括的な評価基準として意義を有する。この原則はすべての訴訟行為に対する規制機能を有し、訴訟行為を評価・制裁・矯正するために用いることによって、各種の訴訟上の権利濫用現象を排除し、訴訟秩序と司法權威の維持に資する。信義則を狭く解釈することは、その機能発揮を阻害する。同様に、信義則が馴合い訴訟と悪意訴訟を根治するための策略に過ぎないという理解も正しくない。そのような理解は、信義則を小口径の武器として扱うことに等しく、攻撃力と射程が非常に限られてしまい、訴訟原則としての根本的な意義を失う。周知のように、現代国家の民事司法において、信義則は、伝家の宝刀ないし正義を実現するための最終兵器と喩えられ、広汎かつ頻繁に適用されることはないが、具体的手続規則の不足を補うものとして、訴訟秩序と司法権の維持に重要な役割を果たしている。信義則の適用は馴合い訴訟や悪意訴訟に対する制裁として機能するほか、強制的な制裁を採る程度までに至らない嫌がらせの訴訟やいい加減な訴訟のような軽度の背信的な訴訟行為に対しても戒めとして働き、程度の異なる訴訟上の権利濫用行為すべてをその適用範囲内に収める。したがって、信義則は、民事訴訟の法律関係を全面的に調整しうる原則であり、その適用範囲は裁判所と当事者のみならず、当事者間にも及ぶ⁵⁾。

（二）機能論の視角

諸外国の立法例を見ると、信義則は多様な形で規定されている。民事訴訟法において信義則を直接的に規定する国、憲法または制定法中に規定されたデュー・プロセス条項によって信義則を表す国、さらに信義則を訴訟規則の背後に隠しつつ、その他の規定された具体的手続規則により信義則の理念を表現する国もある。その適用方式も多岐にわたる。具体的訴訟規則の統括、手続規則の抜け穴を埋める、信義則と衝突する具

5) 裁判所と当事者間に信義則を適用するのは両者の間に実質的な協働関係を形成するためである。真実義務、訴訟促進義務、詐欺の手段による訴訟状態の不当形成の排除などを含む。孫漢琦（著）・陳剛（監訳）『韓国民事訴訟法導論』（中国法制出版社、2010年）41 - 42頁。

体的規則の排除のほか、特定の場合に限ってその他の訴訟原則を排除して補助的に適用することもできる。機能論から、中国民事訴訟法における信義則は、他の訴訟原則及び具体的規定と作用し合うべきであると思われる。具体的には以下のようにまとめることができる。

1 手続の抜け穴を埋めて利益衡量を行う機能

手続法には、実体法と同様にすべての状況を想定することは不可能であるため、いわゆる規定の抜け穴が存在する。紛争を解決する際、裁判官は、必ず、依拠できる「法律」もしくは「善法」が存在しない場面に遭遇する⁶⁾。そのとき、裁判官は法原則を出発点とし、審理において創造的に法の適用を行い、それによって法規の不足を補填する。信義則は手続規定の抜け穴を埋めるための道具の一つとなる（詳細は後述）。抜け穴を埋める司法実務において判例が形成され、それがまた新しい手続規定を抽出するために必要な蓄積となる。当然、新しい手続規定を適用する上でまた新しい問題が出てくる可能性があり、さらなる原則の適用により手続規定が発展する。これらを繰り返して、訴訟手続制度体系はより合理的なものになっていく。

他方、信義則は利益衡量の機能も持っている。手続的公正と訴訟経済は民事訴訟法が追求する2つの価値である。しかし、2つの価値は衝突するときがあり、その場合に信義則をもって個別に調整する必要性が生ずる。例えば、訴訟遅延を防止し訴訟経済を追求するために、民事訴訟においては証拠の失権の規定が設けられている。それは、当事者に対して、適当な期間内において速やかに、関係する証拠と主張を提出するよう促すものであり、後れて提出された証拠と主張は裁判所に認められない。しかし、このように証拠を訴訟内で拒む失権制度について、個別調整を図る制度が存在しないならば、絶対化の境地に陥る危険がある。中国民事訴訟の実務において、証拠の失権が初期の厳格的適用からその後謙抑的適用にまで変化したことは⁷⁾、このような問題を説明する一例で

6) 劉国毅「法律原則適用與程序制度保障——以民事法為中心的分析」現代法学 2006年第1期、32頁。

7) 唐力「論民事訴訟失権制度的正当性——兼評民事訴訟法修正案第10条」中国海洋大学学报 2012年第4期、91頁。

ある。したがって、信義則により利益衡量を行うことが必要である。特定の状況下で、手続的正義と実質的正義の間で、信義則を根拠に利益衡量の角度から取捨選択をし、当事者の証拠提出権を制限し、失権効に正当性を付与する。そのほか、違法収集証拠の排除、一部請求及び既判力の射程においても同じように、信義則を根拠に、利益衡量と価値判断を行うべきである。

2 真実発見の機能

現代民事訴訟法のすべての理念の中で、真実発見は優先的な位置を占めている。信義則は、真実発見において特別な機能を有する。信義則の適用を通して、当事者は相手から騙されないことが保障され、法廷は詐欺を受けず、事実に基づいて判決することが可能になる。真実発見における信義則の機能は、馴合い訴訟におけるその機能に比べてより具体的、かつ、より直接的である。このことから、ドイツやオーストリアなどの国は、信義則の機能と真実発見の実現を同等視し、信義則を明文として規定してはいないものの、その中核をなす真実義務を導入した⁸⁾。立法によって当事者が免れることのできない真実義務を課し、当事者及びその訴訟代理人に対して、事実を陳述するにあたって、正直に、真実に即して、かつ全面的に陳述するように促す。他方、真実発見の目的に基づいて、訴訟指揮官としての裁判官は、職権をもって信義則を援用し、訴訟中の詐欺に制裁を加えることができる。したがって、信義則を馴合い訴訟と悪意訴訟の抑制目的に限定し、訴訟の各主体に対する倫理的宣言であることのみを強調することは、真実発見における信義則の機能の発揮の抑制に繋がり、正確な事実認定を妨害する。

8) 台湾の蔡章麟教授の検証によると、民事訴訟法の立法史上、初めて信義則を義務として条文化したのはオーストリアである。1895年に制定したオーストリア民事訴訟法は、法典の形で、当事者の真実義務を確立した。その178条は「当事者は、自己の申立てを理由づけるのに必要なすべての事実を、真実に即して、完全にかつ正確に、主張しなければならない」と規定する。その後、1910年のハンガリー民事訴訟法、1930年のユーゴスラビア民事訴訟法、1933年のドイツ民事訴訟法も、相次いで当事者の真実義務を規定した。蔡章麟「民事訴訟法上の誠実信用原則」楊建華（編）『民事訴訟論文選輯』（五南図書出版公司、1984年）、18頁。

3 訴訟行為に対する規制の機能

既存の立法例から見れば、信義則の適用対象の一つは訴訟行為であり、具体的な訴訟行為をめぐる効力の有無、成立の有無の判断を、直接的に対象とする。具体的に、民事事件が裁判所に受理されてから、当事者及び裁判所は、裁判を求めるために順次に各種の訴訟行為を行う。しかし、訴訟に勝つために、訴訟上の権利を濫用する確率が増え、それはまた手続的公正に悪影響を及ぼす。例えば、当事者が、すでに弁論し終わった結果に反して、再び弁論を開始させたり、或いはすでに明確に陳述した事実を否認したりすることは、すべて信義則に違反し、訴訟上の権利の濫用にあたる。信義則が各類型の訴訟行為の判断において広く用いられることは、外国法の考察から分かる。第1に、取効的訴訟行為にせよ予効的訴訟行為にせよ、当事者が信義則に違反したならば、裁判所は、信義則を根拠に、そのような訴訟行為は不成立あるいは無効であると認定することができる。第2に、信義に違背する顕著な事実に対して、裁判所が判断をしなかった場合、信義則は「手続が著しく違法」である根拠となり、当事者の上訴または再審の申立てによって、裁判所は破棄自判もしくは差戻しをすることができる。

4 訴訟進行を促進する機能

民事訴訟は、当事者の実体的権利のみならず、手続的利益をも保護しなければならないから、当事者が手続を利用する際の労力、時間、費用面の消耗を減少させる必要がある。中国民事訴訟には、挙証時効と審理期限という2つの制度的保障があるが、当事者が訴訟上の権利を濫用したり、無効・悪意・虚偽の訴訟行為を行ったり、または訴訟手続の選択において過ちを犯したりすること（簡易手続を使えるが通常の手続を選んだ等）は、すべて直接訴訟遅延に繋がる。そのため、訴訟行為の有効性を維持し、訴訟の各主体の協力を促すことが不可欠である。このような訴訟中の協力は、また信義ある訴訟行為を前提条件としている。

当然ながら、信義則の適用は、未解決の難題にも直面する。例えば、信義則の内容が非常に抽象的であること、外延が非常に広汎であること、訴訟行為の基準と裁判官の判断基準を明確に定めることが困難であるこ

中国民事訴訟における信義則の適用可能性（上）（王福華 [張、渡部]

とが挙げられる。信義則を不適切に適用することは、訴訟手続をより不安定にし、基準をばらつかせ、信義則の濫用（これは正に信義則の弱みである）などを惹起させうる。この意味において、信義則は、「白紙規定」或いは「空欄構造」に類似する一面を持っており、裁判官に渡した「空白の委任状」と称しても過言ではない⁹⁾。上記の適用リスクを防ぐために、全体的な視角から信義則の機能を認識する必要がある。信義則は民事訴訟体系を全面的に調理できる良い薬であり、民事司法体系の全局に効用を及ぼし、民事訴訟全体の構造の効率的な改造に資するものであって、ある種の外傷しかみないものではない。したがって、信義則の適用においては、手続安定と手続の実質的公正との間に良いバランスを保つ必要がある。手続安定が大量の具体的な規定によって保障されるという前提の下、信義則は命を与えられ、その適用に良好なりサイクルが促進され、最終的に訴訟実務において現れた具体的な問題が解決される。

二 適用の限界

立法論からみると、訴訟上の信義に関する立法は、時代に恵まれていない。具体的規定との整合性が欠けているし、訴訟上の他の原則、例えば弁論主義や処分権主義（原語では「処分原則」^{*2)}）との整合性も欠けているため、具体的規定と訴訟上の他の原則との板挟み状態に陥っている。具体的規定の適用に比べて、一般原則としてその適用はそもそも難しい¹⁰⁾が、板挟み状態の下で、信義則の適用はいっそう難しくなる。正確に適用するために、具体的規定と訴訟上の他の原則を両立させるよう

9) これは台湾の学者蔡章麟教授による信義則に対する比喩的な表現である。唐東楚『訴訟主体誠信論——以民事訴訟誠信原則立法為中心』（光明日報、2011年）74頁。

*2) 〔訳者注〕中国では弁論主義への移行が目指された司法改革にあっても、裁判所の職権主義が依然として強い。民事訴訟法13条2項は「処分原則」を規定しているが、当事者の処分権に多重の制限を加えている。その制限としては以下のものが挙げられる。①訴訟開始の面において、裁判所は職権によって自ら再審を開始することができる（198条）。②審判対象の範囲の面において、裁判所は原告の請求の範囲を超えて審判することができる（168条、「民事訴訟法の適用に関する若干問題の意見」180条）。③訴訟終結の面において、被告の同意を得ても、裁判所は原告の訴えの取下げを拒否することができる（145条）。

10) 胡玉鴻「法律原則如何適用筆談」蘇州大学学报2004年第6期、18～28頁。

適切に処理しなければならない。

(一) 個別的な調整——具体的条項との関係

信義則の適用において、一般の原則規定と具体的・個別的規定との関係を如何に処理するかは難題である。既存の経験からみると、具体的・個別的規定に基づき、信義に反した訴訟行為を処理することは明確かつ便利である。また、信義則の直接適用は、原則としての曖昧で抽象的な欠陥を回避することができる。しかし、信義則を直接的に適用する場面は多く存在せず、信義則は用意されたものの使われていない装飾のような存在になっている。その最大の原因は、信義則が、民事訴訟の内在的要求と緊張関係にあり、また手続の安定性と明確性、任意訴訟禁止の原則、訴訟経済、真実発見という民事訴訟の外在的要求とも完全に相入れるとはいえないことにある。したがって、すでに信義則を確立した国家においても、信義則に対する批判的な声は絶えなかった。まとめると以下の通りである。まず、訴訟は、実質上一種の対抗関係であり、訴訟法は戦うための手続を示した法である。民事訴訟法は、当事者に権利をめぐる戦いのために有限かつ平等な手段を提供した。武器平等の訴訟枠組みの下で、訴訟法に認められるすべての権利は当事者が使用できる戦う手段となる。そして、当事者が如何に攻撃防御するかは、民事訴訟法によって厳格に規定され、詳しい指示が与えられている。例外的状況についても明確に規定されており、裁判官の任意的裁断は認められていない。すなわち、具体的規定は、信義則の生存空間を圧縮し、さらに完全に占拠して、信義則の存在価値をほぼ喪失させた。つぎに、信義則と同様の価値判断を持つ具体的手続法規も重複的に存在する。言い換えれば、民事訴訟法において信義則の理念を反映する規定は大量に存在する。例えば、訴訟費用分担と強制措置に関する規定、及び各種の訴訟上の権利に関する失権規定はすべて信義則の理念を現している。ここで、信義則は裏で手続規則を支える理念として存在すれば充分であり、訴訟の最前線に立って戦う武器となる必要はまったくない。

以上から分かるように、信義則と具体的規定の間の衝突は、すでに普

遍的な課題となっている。信義則を共通のする認識と背景において、信義則に関する立法は2通りある。まず、信義則を条文化していない国家では、類似の機能を持つ他の訴訟原則及び具体的規定が存在する。訴訟上の信義は法典の裏で作用する指導的原則となる一方、訴訟上の権利の濫用を禁止する具体的な規定が、訴訟上の権利濫用を抑制する手段となる。例えば、フランス民事訴訟法には訴訟上の信義に関する規定は存在しないが、新民事訴訟法15条（対審原則）及び763条が実質的に信義則と同様の機能を有している¹¹⁾。また、中国の2012年民事訴訟法改正前の証拠の失権制度を規定する司法解釈及び訴訟の妨害行為に対する強制措置もこれと同様である。他方、信義則を条文化する国家においても、原則（信義則）としての必要性和妥当性に関する証明は未だ完成されておらず、訴訟上の他の価値理念との矛盾衝突を解消することが依然として未解決の課題として残されている¹²⁾。中国の新法を例にしてみる場合、具体的規定と信義則が衝突するとき、原則としての権威性は疑われることになり、もし原則を優先的に適用させても、それは一つの例外的な状況になるにすぎない¹³⁾。

法哲学者が法原則の適用に関してまとめた法則は、「具体的規定を尽くしてから、ようやく法原則の適用ができる」という示唆を与える¹⁴⁾。具体的規定の適用が個別の事件において極端に不正な結果をもたらす可能性があり、立法がすぐに追いつかないときには、裁判官は、信義則

11) フランス民事訴訟法は、立法と実務において、対席原則、対審原則、弁論権尊重原則という角度から、信義則を検討している。訴訟上の信義則は、対審原則の上に構築され、そこからの基本要素の一つであり、他人の利益を害するために反言を禁止し、裁判官が弁論権を侵害する当事者に制裁を加えると認識されている。羅結珍（訳）『法国民事訴訟法要義（上）』（中国法制出版社、2001年）608頁。

12) 違法収集証拠の証拠能力の有無を判断することは、このような矛盾衝突を表す最も典型的な例である。信義則を全面的に認めると、違法収集証拠に証拠能力がないと判断される。その理由は、違法収集証拠が不意打ちとなり、法秩序を乱し、他人の人格権を侵害することにある。しかし、ほぼすべての裁判官は、証拠の重要性和必要性、審理対象と違法の程度、及び非侵害利益などの諸要素を総合して証拠能力の有無を判断しており、証拠能力を一律には否定していない。

13) 林来梵・張卓明「論法律原則的司法適用——從規範性法學方法論角度的一個分析」中国法学 2006年第2期、127頁。

14) 舒国滢「法律原則適用中的難題何在」蘇州大学学报 2004年第6期、18頁。

研究報告

を含む法原則を適用して、個別の事件における正義を実現させることができる。このような場合、信義則は訴訟行為を判断する基準となる。これは実体的公正と手続的公正という二重の価値の実現に有益であり、民事訴訟における公正、迅速、経済という価値の追求の実現にもつながる¹⁵⁾。

板挟みの状況においても、信義則は依然としてその独特の価値を有している。我が国の民事訴訟手続規範は完備されておらず、訴訟原則と具体的手続規則の間の背離は多く存在する。弁論主義、処分権主義、及び訴訟原則間の不一致はこの点を証明することができる。新設された信義則と具体的手続規則の間の不調和は避けられない。そして、多様な背信的訴訟行為に対して、民事訴訟法の具体的規定を用いて、逐一訴訟上の権利の濫用としてこれを禁止することは現実的ではないし必要でもない。訴訟原則は、裁判実務においてハート (Herbert Lionel Adolphus Hart) がいう「開かれた構造」(open texture) の処理に類似し、一定程度において規範の欠陥を補充しうる¹⁶⁾。

ここで強調しなければならないのは、信義則の適用は裁判官の自由裁量権、及び適用方法が合理的に制限される状況の下で行われなければならないということである。この点について、大陸法系国家の民事司法はその適用範囲について、①訴訟状態の不当形成の排除、②訴訟上の禁反言、③訴訟上の権能の失効、④訴訟上の権能の濫用の禁止といった制限を設けている。筆者は、我が国の信義則と具体的規定の競合関係は、以下の2つの原則に従って処理されるべきであると考え。一つは、信義則を当該原則を適用しなければ解決できない状況に限って適用することである。すなわち、法規に遺漏があり、相応の司法解釈がなく、その上、公正理念及び立法趣旨から見ても不明確な状況がある場合に限って、信義則を適用することができる。もう一つは、当該原則を根拠に解釈を行うとき、体系解釈、利益考慮などの解釈方法を活用し、信義を守る一方

15) 張衛平「民事訴訟法中的誠実信用原則」法律科学 2012 年第 6 期、153 頁。

16) 林来梵・張卓明「論法律原則的司法適用——從規範性法學方法論角度的一個分析」中国法学 2006 年第 2 期、112 頁。

中国民事訴訟における信義則の適用可能性（上）（王福華 [張、渡部]

に有利な解釈を行うべきであるということである¹⁷⁾。

以上から、信義則と具体的規定との間に明確な境界線を引くことはきわめて重要である。本文冒頭に挙げた民事訴訟法 56 条、65 条、及び 112 条と 113 条は、信義則の理念を表すと同時に、各条文の適用範囲と限界をはっきりと設定している。信義則と具体的規定には適用において優先順位がある。例えば、ある状況に対応する具体的な規定が存在し、当該規定と信義則のどちらから出発しても同じ判断結論を導くことができるときは、直接具体的規定を適用すべきである。一方、ある状況に対応する具体的な規定が存在せず、その状況における訴訟行為の有効性を判断する根拠を見出せないときは、信義則はその機能を積極的に発揮し、手続的正義を実現するべきである。

17) 董少謀「誠実信義原則在民事訴訟中の具体的使用」検察日報 2012 年 9 月 20 日第 3 版。

